

内閣参質一九〇第四三号

平成二十八年二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出特定失踪者家族への政府による情報提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出特定失踪者家族への政府による情報提供に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の文書については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対して、必要に応じ、適宜適切に情報提供を行っているものである。お尋ねの「この文書を受け取っている「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者」（以下「特定失踪者」とする）の家族の実数と特定失踪者の総数」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

二から四までについて

お尋ねの「家族会等」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対しても必要に応じ、適宜適切に情報提供を行うとともに、適切な部署において面談を行っている。

五について

お尋ねの「日朝ストックホルム合意への対応」及び「調査」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対

二  
して、必要に応じ、適宜適切に情報提供を行うとともに、適切な部署において面談を行っている。いずれにせよ、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。

#### 六について

お尋ねの「それに代わる懇談会」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対して、必要に応じ、適宜適切に情報提供を行うとともに、適切な部署において面談を行ってまいりたい。